平成２９年（フ）第６７８号
兵庫県西宮市上ケ原山手町３番32号
債務者　三前　幸恵
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第７０３号
兵庫県尼崎市武庫之荘本町１丁目12番７号
債務者　酒井　由枝
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第７１９号
兵庫県尼崎市南武庫之荘10丁目10番９－308号
債務者　水木　佳美
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第７２２号
兵庫県西宮市青木町３番34号　レオパレスメゾンドマルジュン207号、前住所兵庫県姫路市神田町４丁目５番地１（レオパレス神田町106号）
債務者　藤井　太郎
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第７３０号
兵庫県尼崎市大庄北２丁目１番１－401号
債務者　丸口　尚輝
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第８６号
兵庫県朝来市澤524番地
債務者　大川　貴洋
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第２３２号
奈良県高市郡明日香村大字岡101番地の22
債務者　山本　　明
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１４９号
山口県下関市梶栗町１丁目６番31号　ハイツカトレア　101号
債務者　中尾　正俊
1　決定年月日時　平成30年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第２３７号
徳島県板野郡藍住町矢上字川向７番地２　サンシティ藍103号
債務者　三浦　裕恵
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２３８号
徳島県鳴門市撫養町木津908番地３　第一テナント202号、旧住所奈良県五條市田園５丁目16番地の７
債務者　平林ふじ子
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２６４号
徳島県徳島市国府町和田字居内62番地
債務者　松本　　宏
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２６８号
徳島県小松島市中郷町字豊ノ本93番地の１
豊ノ本団地414号室
債務者　羽瀬　泰文
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２７８号
徳島県板野郡北島町新喜来字二分１番地22
債務者　神谷　　晃
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３９１号
宮崎県児湯郡川南町大字川南13607番地　さくらが丘住宅二　304号
債務者　小森　弘子（旧姓秋山）
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３９９号
宮崎市源藤町原田318番地１　県営住宅４棟409号
債務者　桑畑かほる
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第２号
宮崎県日向市東郷町山陰丁506番地２
債務者　中鉢　久子
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第１１１号
長崎県佐世保市祇園町２－24　Ｃｅｎｔ　Ｖｉｌｌａ　Ｎ－501号、申立時及び住民票上の住所鹿児島県姶良市東餅田3364番地８
債務者　脇田　春樹
1　決定年月日時　平成30年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係